○国土交通省告示第百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大又川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を昭和二十九年建設省告示第千三百三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県日高郡印南町大字川又

字田之平　六〇〇番一　一号

六〇〇番二　四号から六号まで

六〇〇番七　二号及び三号

字大又　五九九番一　七号及び八号

五九九番一五　九号

字小濵　六二〇番八　十号

○国土交通省告示第百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥畑川右支川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県鞍手郡鞍手町大字室木

字椿谷　四九番一地先道路敷　一号

四九番一　二号及び三号

四八番地先道路敷　四号

四三番地先道路敷　五号

二九番　八号

字六嶽　三番三九　六号

一番二　七号

○国土交通省告示第百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮木谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

鳥取県東伯郡琴浦町大字宮木

字上細見谷　二番一

字西細見谷　一五番一及び一五番二

一六番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県東伯郡琴浦町大字宮木

字細見谷　二〇番一　一号から三号まで

字勝躰谷　一番三　四号及び五号

字上細見谷　二番一　六号

字西細見谷　一五番一　七号

一八番一　八号及び九号

一八番二　十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北中村谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

鳥取県東伯郡琴浦町大字中村

字上ヌノ谷　八〇九番　二号及び三号

八一〇番一及び八一〇番二

八一一番から八一三番まで

八一四番一及び八一四番二

字納谷屋敷　八二八番及び八二九番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県東伯郡琴浦町大字中村

字納谷屋敷　八三〇番　一号

八二七番　六号

字上ヌノ谷　八〇七番一　二号

八〇九番　三号

八一四番一　四号

八一五番　五号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

坪谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

鳥取県東伯郡琴浦町大字中村

字坪谷東平　三番及び四番　一号

五番一から五番三まで　二号及び三号

六番一から六番三まで　九号

七番一から七番四まで　三号

八番から一三番まで　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県東伯郡琴浦町大字中村

字坪谷口　二四番　一号

字坪谷東平　一番　二号及び三号

三番　四号

字坪谷西平　一三番　五号

字小坂ノ前　一一一七番　六号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

市倉谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県東伯郡琴浦町大字大杉

字井手平ラ　七八二番一　一号

七八一番　二号

七八二番二　十一号

字倉東峯　七九四番三二四　三号

字市倉　七九四番六　四号

七九八番九二　五号

七九八番九三　八号

字簀子坂　七九三番　六号及び七号

七八六番　九号

七八六番地先道路敷　十号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

糠庄大谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷

鳥取県日野郡日南町丸山

字大横路　四七一番及び四七二番

四七二番一　四七三番一及び四七三番二

四七四番　四七五番二から四七五番二〇まで

四七五番一から四七五番二九まで

四七六番から四七〇番まで

四七六番及び四七七番

四七八番から四八一番まで

七〇二番二　七〇五番から七〇八番まで

字宮ノ向　一二七八番

字木ノ埒　一二八六番一

字濁谷

字仲原野路

字大林山

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県日野郡日南町丸山

字砂畑平ラ　四八二番　一号

字大山田奥　七〇〇番　二号

六九七番　九号

字塚ヶ峠　四八八番　三号

四八九番　四号

字大横路　四七五番一三　五号

四七二番　六号

七〇三番　七号

字濁谷　一二四三番　八号

字竹ノ谷

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

竜王谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県日野郡江府町大字下安井

字下モ川　二〇九番

字漆谷　二一〇番及び二一一番

字吹山　九七七番

字竜王谷　九七八番から九八三番まで

九八四番一及び九八四番二

九八五番

九八六番一及び九八六番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県日野郡江府町大字下安井

字漆谷　二四〇番一　一号

二一〇番　二号

字竜王谷　九八五番　三号

字下モ川　二〇八番　四号

二〇七番　五号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堀尾谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

鳥取県日野郡日野町中菅

字中山　五七九番八〇から五七九番八四まで

五七九番一二八及び五七九番一二九

五七九番一三五

字堀尾日向平　一二〇五番